**資料1-3**

**災害支援マニュアル**

**平成2８年○○月**

**〇〇法人 〇〇県鍼灸マッサージ師会**

目　　次

|  |  |
| --- | --- |
| **第１章　概要**概要　 目的 | 2 |
| **第２章　災害医療支援基本方針** | 2 |
| **第３章　災害支援のための連携** | 3 |
| **第４章　〇〇県鍼灸マッサージ師会災害支援体制**　　〇〇県鍼灸マッサージ師会災害対策本部　 災害対策本部の業務　　会議　 事務局体制　 〇〇県鍼灸マッサージ師会の行う平常時活動 | 4 |
| **第５章　災害医療研修**　　　　　研修目的　 災害医療研修 | 8 |
| **第６章　災害支援鍼灸マッサージ師と活動**　　　　　申請　 登録・変更・辞退　 災害時の役割 | 8 |
| **第７章　全日本鍼灸マッサージ師会からの要請に基づく派遣** | 9 |
| **第８章　災害医療に対する鍼灸医療支援体制**　　　　　本県が被災地となった場合　 他県が被災地となった場合　　　　　災害支援鍼灸マッサージ師派遣に係る書類の提出 | 10 |
| **第９章　災害支援活動のフローチャート** | 12 |

**第１章　概要**

１．概要

〇〇社団法人 〇〇県鍼灸マッサージ師会（以下「本会」という）は、本会活動地域に予想される災害に備え、その地域住民の生命や健康を守るために、会員が総力を挙げて医療支援活動やその他の支援活動をする。

２．目的

災害発生時は、〇〇県及び全日本鍼灸マッサージ師会等と連携・協力して、災害の及ぼす健康被害を少なくするために、被災地域に対する支援活動を行うことを目的とする。

**第２章　災害医療支援基本方針**

　災害発生直後の緊急医療支援には、各自治体・DMAT等と連携を図り出動する。本会は、災害支援鍼灸マッサージ師※１を派遣する。

　その支援活動形態は、自己完結型※2を基本として活動する。

　本会の要請で活動する場合、全国社会福祉協議会ボランティア活動保険に加入する。

※１「災害支援鍼灸マッサージ師」とは

|  |
| --- |
| 　〇〇県及び他都道府県が被災を受けた時、本会が支援を決定し、個人の意思で避難所及び地域の緊急医療支援に派遣される鍼灸マッサージ師 |

※2「自己完結型」とは

|  |
| --- |
| 指示待ちではなく、自主的に活動することを基本姿勢とし、個人レベルやチームにおいて支援活動の目的達成に必要な身支度や物資等を準備し任務を遂行する。ただし、派遣にあたっては、本会が被災地の情報を収集し、支援活動に必要な物品等の提供・保険加入等の支援を行う。 |

**第３章　災害支援のための連携**

災害発生時は、多くの負傷者への医療及びその他の支援が緊急に必要になるため、本会は〇〇県及び全日本鍼灸マッサージ師会並びに関係機関等との連携を図りながら、円滑な災害支援体制を構築するために、平常時から災害支援のための連携の理解をしておくことが必要である。

|  |
| --- |
| **災害支援のための連携** |

〇　〇　 県

災害対策本部

災害ボランティアセンター

県 　医 　師 　会

県 歯 科 医 師 会

県　薬　剤　師　会

県　看　護　協　会

全日本鍼灸マッサージ師会

他都道府県鍼灸マッサージ師会

**〇〇県鍼灸マッサージ師会災害対策本部**

災害状況・情報収集等

被災地

**災害支援鍼灸マッサージ師登録**

**災害支援鍼灸マッサージ師**

|  |
| --- |
| DMAT |
|  |  |

**第４章　〇〇県鍼灸マッサージ師会災害支援体制**

１．〇〇県鍼灸マッサージ師会災害対策本部

（１）名称

本会に、〇〇法人〇〇県鍼灸マッサージ師会災害対策本部（以下「災害対策本部」という）を置く。

（２）目的

災害対策本部は、災害の発生に関する情報収集および会員への伝達・対応等を行い、災害発生後は直ちに支援体制を発動し支援活動をすることを目的とする。

（３）所在

災害対策本部は、原則として本会事務所内に置くが、本会事務所が被災している場合は、代理施設を災害現地対策本部として設置する。

（４）災害対策本部の構成及び職務

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役　職　名 | 人数 | 職　　　　　　務 |
| 災害対策本部長 | １ | 災害対策本部長の任は会長が当たり、災害対策本部の業務を総括する。（災害対策委員長が本部長に当たることもできる。） |
| 災害対策副本部長 | １ | 災害対策副本部長の任は災害対策委員長が当たり、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故ある場合にはその職務を代行する。（他本部は、災害対策委員で構成する。） |
| 災害対策事務局長 | １ | 災害対策事務局長の任は、総務部長が当たり、災害対策副本部長に事故ある場合はその職務を代行する。また、対策本部の事務を執行する。 |
| 災害支援鍼灸マッサージ師 | 随時 | 災害支援鍼灸マッサージ師は、災害対策本部の活動に積極的に協力する。 |

２．災害対策本部の業務

災害対策本部は、全日本鍼灸マッサージ師会災害対策本部、都道府県鍼灸マッサージ師会災害対策本部、〇〇県内の行政機関等の関係機関と連携し、次の業務を行うものとする。

（１）初期対応（災害発生直後）業務

a.情報の収集・分析・伝達

　b.被災会員の把握と支援の検討及び災害鍼灸マッサージ師の派遣

　c.医療支援活動の派遣準備

　ⅾ.DMATと連携し被災地調査及びケアー

（２）支援体制時（後方支援時期）の業務

　a.行政機関等の要請に対応した災害支援鍼灸マッサージ師の派遣

　b.全日本鍼灸マッサージ会・都道府県鍼灸マッサージ師会への人材・その他の派遣・協力要請

　c.被災地ボランティアセンターと協力し被災地への派遣コーディネート

（３）中・長期対応における業務

　被災地域を中心とした健康調査・相談・継続施術等の支援活動

（４）終了に関する業務

　報告会の実施

３．会議

（１）災害対策本部の災害支援活動の協力及び、本会の医療支援活動への協力体制づくり等について協議するための災害対策会議を置く。

（２）災害対策会議は災害対策委員会をもって構成し、必要に応じて会長が招集し開催する。

４．事務局の活動

（１）〇〇県鍼灸マッサージ師会災害対策マニュアルの作成

（２）災害支援金の取り扱い基準の作成

（３）災害救援物資の調達

（４）災害発生時、被災地の情報収集

（５）自治体の鍼灸マッサージ担当部署（災害ボランティアセンター）からの連絡調整

（６）災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う保険加入手続き

（７）災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う活動経費等の支払い

（８）見舞い電報の送信

（９）災害支援鍼灸マッサージ師の募集・登録

（10）災害支援鍼灸マッサージ師の活動に伴う物品の備蓄管理

（11）災害支援活動後の報告書のまとめ・保管

（12）災害支援鍼灸マッサージ師交流会の開催

（13）災害支援鍼灸マッサージ師研修会の実施

（14）災害支援鍼灸マッサージ師育成研修会の実施

（15）災害関係図書・文献等の整備

（16）その他、災害対策に必要な整備

５．〇〇県鍼灸マッサージ師会の行う平常時活動

（１）医療救護活動への協力体制づくり

災害時の対応には、多数の会員の協力が必要不可欠である。したがって、日頃から災害医療研修や地域防災訓練への参加などを企画し、災害支援鍼灸マッサージ師の育成に努めるとともに、会員の意識高揚を図る。

また、災害医療支援に関する情報の伝達・交換をおこない、「災害時における支援連携」や「災害支援鍼灸マッサージ師の育成・登録・派遣」について、日頃より会員への周知を図るとともに、本会の鍼灸マッサージ師が災害発生時に支援できる内容を地域の人々に明らかにし、関係者に普及啓発しておく。

（２）地域防災体制との連携

県市町村の防災組織や地域防災組織の現状を理解するため、県や市町村行政の防災担当者、医師会や薬剤師会、看護協会関係者、町内会の自主防災組織の防災対策担当者などの会合に出席をするのが望ましい。

（３）平常時からの防災活動の推進

本会は、年1回の研修会を実施し、災害支援鍼灸マッサージ師は研修会や市町村等の災害訓練に参加することにより、地域における鍼灸マッサージ師の役割を理解し、基礎知識・技術の習得に努める。また、専門職の役割を発揮するために、平常時から多くの関係者と連携を図る。

（４）会員の意識啓発

会員及び災害支援鍼灸マッサージ師に防災訓練への参加及び被災地へのボランティア参加を推奨し、地域内の関係機関・団体との連携を持ち、鍼灸マッサージ師の役割を認識し活動をする。

（５）災害救護活動への協力

a.〇〇県が災害宣言を発令した時点で、本会は災害対策本部を設置する。その後、災害対策に関する指揮連絡は、すべて災害対策本部が行う。

b.各関係機関等の責任者と災害対策本部との連絡・調整を行う。

c.災害対策本部は、〇〇県災害対策本部の要請に対応して、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣準備・連絡網の確認・調整を図る。

d.災害対策本部は、〇〇県災害対策本部から派遣要請があった場合、原則として災害支援鍼灸マッサージ師を派遣する。

e.県内での災害支援鍼灸マッサージ師派遣が困難な場合には、すみやかに全日本鍼灸マッサージ師会に派遣を要請する。

f.市町村から災害対策本部に災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請があった場合、〇〇県対策本部に報告し、その承認を得て要請に応じた災害支援鍼灸マッサージ師を派遣できるように努める。

g.本会から災害支援鍼灸マッサージ師として派遣された場合は、活動終了後すみやかに災害支援活動報告書を本会宛てに提出する。

**第５章　災害対策研修**

１．研修目的

災害支援活動における鍼灸マッサージ師の特殊性を理解するとともに専門的知識・技術を習得し、被災地域のために活動できる実践能力を習得し、他者との協働、自立的な活動の重要性を認識する。

２．災害対策研修

（１）災害支援鍼灸マッサージ師に登録するものは、基礎研修を受講すること。

（２）災害支援鍼灸マッサージ師は、他の機関の災害医療研修を受講するのが望ましい。

（３）災害発生に対し他県からの派遣協力を行うことによって、自県での災害発生に対する重要な体験になるので積極的な派遣が望まれる。

**第６章　災害支援鍼灸マッサージ師の申請等とその活動**

災害医療支援活動には、鍼灸マッサージ師間の中長期的な連携が大切である。そのための「災害支援鍼灸マッサージ師」の育成をおこなう。

１．申請

（１）対象

a.本会会員で、本会主催の災害医療研修、または全日本鍼灸マッサージ師会の災害医療研修、もしくは他の機関の災害医療研修を受講していること。

b.経験年数３年以上であること。

c.勤務鍼灸マッサージ師の場合、所属長の承諾があること。

d.会長が特別の事情があると認めた場合。

e.被災地ボランティアセンターと協力の災害ボランティア経験者

（２）方法

a.通年応募

b.個人会員は個別に応募する

c.勤務鍼灸マッサージ師の場合には、所属する施設を通して応募する。

２．登録・変更・辞退

（１）災害対策本部は、災害支援鍼灸マッサージ師の名簿を作成・管理する。

（２）登録事項に変更が生じた場合は、災害支援鍼灸マッサージ師登録変更届を提出する。

（３）災害支援鍼灸マッサージ師の登録を辞退する者は、災害支援鍼灸マッサージ師辞退届を提出する。

（４）非会員となったときには、資格を喪失する。

３．災害時の役割

（１）被災地における鍼灸マッサージ支援活動

a.支援内容は、期間の経過に伴って被災地のニーズが変化していくので、自分の目でニーズを把握し、どんな支援活動が必要かを決める。

b.被災地のコーディネート及び他のボランティアと連携・調整を行いながら支援活動を行う。

c.活動日、活動範囲、活動内容、休憩場所などの確認を行う。

d.活動日誌の記載及び、１日に１回は本会に安否確認を行う。

e.自身の心身の健康管理を行う。

f.後任者への引継ぎを行う。

（２）平常時の役割

a.自己研鑽

b.会員への意識啓発（交流会等）

**第７章　全日本鍼灸マッサージ師会からの要請に基づく派遣**

全日本鍼灸マッサージ師会災害支援ネットワークにより派遣する。

**第８章　災害医療に対する鍼灸医療支援体制**

１．本県が被災地となった場合

（１）情報収集

a.被害状況の把握

b.災害対策本部・社会福祉協議会・その他関係機関等との連携

c.DMATとの連携

ｄ.全日本鍼灸マッサージ師会との連携

（２）災害対策本部の設置ならびに指揮

a.〇〇県災害対策本部の設置に合わせ、本会会長（災害対策本部長）の指揮により、災害対策本部を設置する。災害対策委員長がその任に当たることもできる。本県で災害対策本部を設置できない場合は、近隣県で災害対策本部を設けることができる。支援体制も同様に、近隣県で協力し合う。

b.原則として本会事務局内に置く。ただし、本会事務所が被災している場合には、代理施設を災害現地対策本部として設置する。

c.災害対策本部長は、事務局内の責任者を任命する。

d.災害対策本部は、〇〇県および全日本鍼灸マッサージ師会と連携を図り、支援対策を立てる。

e.全日本鍼灸マッサージ師会の災害支援ネットワークに基づき、災害支援鍼灸マッサージ師派遣手続きをとる。

（３）災害対策本部の役割

a.災害対策本部長の役割

　　・災害対策本部の業務を統括し、災害医療支援対策の審議・決定を行う。

　　・各理事と連絡を取り、情報収集を行う。

　　・〇〇県災害対策本部との調整後、全日本鍼灸マッサージ師会へ支援要請を行う。

　b.災害支援活動の報告

　　・活動終了後、報告書を提出する。

　　・〇〇県災害対策本部から最終報告を受け、災害対策本部の解散を宣言する。

　　・〇〇県内関係機関及び全日本鍼灸マッサージ師会と連携調整、情報提供、報告等を行う。

（４）情報収集責任者の役割

本会理事と連携を図り、被災状況等の情報収集を行う。

a.通信連絡方法の確認

b.被災地に必要な災害支援鍼灸マッサージ師の人数把握および派遣期間

c.被災地の必要物品の把握

d.被災状況や災害支援に関する記録を残す。

２．他県が被災地となった場合

（１）情報収集・支援要請

a.情報収集・支援要請の確認

b.全日本鍼灸マッサージ師会からの情報収集

（２）災害対策本部の設置および指揮

a.災害対策本部長は、全日本鍼灸マッサージ師会の要請を受けて災害対策本部を設置し、支援体制をとる。

b.災害対策本部長は、要請に基づき災害支援鍼灸マッサージ師の派遣ならびに支援を決定する。

c.事務局内での責任者を任命する。

d.本会内で連携を持ちながら、災害支援鍼灸マッサージ師が活動できるように役割を担う。

３．災害支援鍼灸マッサージ師派遣に係る書類の提出

派遣前と派遣後に、それぞれの所定の様式（確認書・報告書）に記入し確認を取る。

第９章災害支援活動フローチャート

　　　　　　　　　**全鍼師会**　　　　　　　　　被災**都道府県師会**

＊災害発生

　　被災地情報収集　　　　　　　　　　　会員安否確認・全鍼師会報告

＊２４時間以内

　　全鍼師会災害対策本部設置　　　　　　県師会災害対策本部設置　　ブロック県師会

　　被災地情報収集　　　　　　　　　　　被災地情報把握　　　　　　支援

　　全鍼師会派遣体制の確立　　　　　　　県師会派遣体制の確立

＊２日目以降

＊第１次支援鍼灸マッサージ師派遣準備

DMAT・JIMTEF連絡　　　　　　　　被災情報把握

　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政機能確認

被災状況の確認　　　　　　　　　　　ライフライン状況確認

　　　　　　　　　　　　　　　　　　アクセス・宿泊・食事

状況確認

＊第１次災害支援鍼灸マッサージ師派遣

全鍼師会と協力第１次派遣災害支援鍼灸マッサージ師決定

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　DMATと協力被災地活動

県災害医療班への登録

全鍼師会へ活動報告

HP災害支援金窓口設置

HPボランティア登録窓口設置

ボランティア参加者募集　　　　　　　災害支援鍼灸マッサージ師・会員・会員外ボランティア希望者は全鍼師会申し込みフォームでボランティア登録・ボランティア保険加入

＊第２次災害鍼灸マッサージ師及びボランティア希望者派遣準備

ボランティア対象避難所確認　　　　　県・市町村の災害対策本部・ボラセンと連携

ボランティア対象避難所の決定

ボラセン責任者の確認

県師会にボランティア希望者連絡　　＊ボラセン担当者と連絡、避難所への割り振り

＊ボランティア希望者への連絡

　　　「参加日時・ボランティア活動避難所・準備品・注意事項・交通関・現地連絡網・食事・宿泊・場所現地担当者などの連絡」

自己完結型の準備

＊自動車を出す場合高速道路通行申請（参加者が申し込む）

「被災地ボランティアセンターの証明書及び

参加者の市町村で証明書取得」

＊第２次災害ボランティア派遣

災害ボランティア受け入れ

　　　　　　　　ボランティア参加者は県師会災害対策本部の

　　　　　　　　　　　　指示に従い、ボランティアセンターに向かう。

被災地ボランティアセンター窓口へ出向き受付を行う。

　　　　　　　　　　　　　　　　　被災地ボランティアセンターの指示で避難所へ向かう、指示がないまま被災地に入らない

被災地状況・ボランティア状況を

全国に発信　　　　　　　　　　　　避難所：避難所責任者の指示で施術場所確認

施術準備後施術開始

施術終了

施術結果を避難所責任者・看護師に報告

ボランティアセンターに終了報告

カルテ・報告書を県対策本部に送付

「施術場所・トイレ・休憩場所・周囲の状況

等の報告

県師会災害対策本部は報告を受け次の施術者へ申し送り

　　　　　　　　　　　　　　　　　カルテ・報告書のとりまとめ

県師会の終了を受け

HPにて終了の告知　　　　　　　　　ボランティア活動の終了・全鍼に報告